

第6章 議員の責務と活動

(議員の責務及び活動原則)

第21条 議員は、市政の課題の解決等のため、常に市民の意見の把握に努めるとともに、法令等及び財務等に関する調査研究活動を行い、不断に自己研さんに努め、市民の代表としての責務を果たさなければならない。

2 議員は、一部の団体、地域等の代表者ではなく、市民全体の代表者であることを深く認識し、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指して活動を行わなければならない。
(議員の説明責任)

第22条 議員は、自らの議会活動に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、小山市議会議員の政治倫理に関する条例(平成19年条例第17号)の定めを遵守し、政治倫理に反する疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、市民の代表者としてふさわしい品位を保つよう努めなければならない。

(会派)

第24条 議員は、政策立案等について共通の理念を有する議員により構成される議会活動を行う団体として、会派を結成することができる。

(政務活動費の原則)

第25条 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究その他の活動に要する経費の一部に充てるため、法第100条第14項に規定する政務活動費(以下「政務活動費」という。)を支給するものとする。

2 政務活動費の額は、議員の議会活動に必要な調査研究その他の活動に要する経費を基準として、市の財政状況を勘案して決定するものとする。

3 議員は、政務活動費の交付を受けたときは、別に定める政務活動費の使途基準に従い、当該交付制度の目的に即した活動のため、適切にこれを使用しなければならない。

4 議会は、政務活動費の支給を受けた議員から提出を受けた政務活動費収支報告書その他の関係資料を積極的に公表するものとし、市民からその使途内容等についての説明を求められたときは、当該議員は、それに応じなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、政務活動費に関し必要な事項は、小山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第15号)に定める。

(議員報酬等の原則)

第26条 法第203条の規定に基づき支給する議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当(以下「議員報酬等」という。)の額は、社会情勢、財政状況及び類似する他の報酬等並びに議員の職務内容、活動状況等を勘案して決定するものとする。

2 議会は、議員の議員報酬等の額の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により、有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めなければならない。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、議員の議員報酬等に関し必要な事項は、小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 19 号)に定める。

(議員の研修体制の充実及び強化)

第27条 議会は、議員の政策提言、政策立案及び調査活動能力の向上に資するための専門的研修等の充実及び強化に努めなければならない。

- 2 議員は、議員としての資質向上を図るために常に自己研さんに努め、前項の研修等に積極的に参加するよう努めなければならない。

第7章 議会の補助的機構等

(議会事務局の設置並びに体制の整備及び強化)

第28条 議会は、法第 138 条第 2 項の規定に基づき、議会に事務局(以下「議会事務局」という。)を置く。

- 2 議会は、政策提案機能、立法機能等を補助するため、議会事務局の体制の整備及び強化(以下「体制整備等」という。)に努めるものとする。
- 3 議長は、体制整備等のため、専門的知識及び経験を有する職員等の配置に努めるものとする。
- 4 議会は、体制整備等のために必要な予算の確保に努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、議会事務局に関し必要な事項は、小山市議会事務局条例(昭和 40 年条例第 43 号)に定める。

(議会図書室の整備等)

第29条 議会は、法第 100 条第 19 項の規定に基づき設置する議会図書室を議員のみならず市民及び市長等の利用に供するものとする。

- 2 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究に資するため、法令等により備え置くこととされた図書等のほか、市政に関連する情報を可能な限り収集し、議会図書室に備え置く資料等の充実を努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、議会図書室の管理、運営等に関し必要な事項は、小山市議会図書室規程(昭和 43 年議会訓令第 1 号)に定める。